

## 平成30年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 平成30年4月19日

自治体名 (福祉事務所名)	北九州市	後発医薬品の数量シェア (平成29年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			72.2%	75.0%	74.7%	0.3%
<p><b>&lt;現在の状況&gt;</b></p> <p><b>1 先発医薬品を調剤した事情の分析</b>            診療報酬明細書に記載された後発医薬品を調剤しなかった理由            ①患者の意向 46.4%(平成30年2月審査分)            ②保険薬局の備蓄 42.4%(平成30年2月審査分)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・生活保護受給者への周知及び指導、薬局及び指定医療機関に対する協力依頼をさらに強化する必要がある。</p> </div> <p><b>2 関係機関への説明の状況</b>            指定医療機関に対し、後発医薬品の使用促進に関するチラシ等の配布を行い、協力を求めている。            さらに、福祉事務所において、医療券本体に後発医薬品処方に関するスタンプを押し、指定医療機関に対して協力を求めている。</p>			<p><b>&lt;対応方針&gt;</b></p> <p><b>服薬指導の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ケースワーカーが生活保護受給者を訪問する際に、看護師(嘱託)と同行して後発医薬品の説明を行い、理解を得る。</li> <li>○ 妥当でない理由で後発医薬品の使用に同意しない生活保護受給者のリストを作成し、指導を徹底する。</li> <li>○ 「お薬手帳」等を医療機関の窓口に提示するよう指導する。</li> </ul> <p><b>関係機関への説明</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等関係機関に対し、原則、後発医薬品を使用して欲しい旨引き続き協力を求めている。また、医療券のみならず、調剤券の交付時にもチラシを配布し、協力を求める。</li> </ul> <p><b>薬局における備蓄について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ薬局を個別訪問し、後発医薬品の備蓄等について協力依頼する。また、薬局の備蓄は医師の指示によるところが大きいため、指定医療機関に対しても後発医薬品の使用は原則である旨理解を求めている。</li> </ul> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉事務所では、「医療券」への後発医薬品処方スタンプ等を引き続き実施し、指定医療機関に対し協力を求める。</li> </ul>			
<p><b>&lt;使用促進が進んでいない原因&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護受給者の後発医薬品に対する理解不足               <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品を使用することへの不安</li> <li>・現在使用している薬を変更することへの不安 等</li> </ul> </li> <li>○ 指定薬局に対する協力依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品の在庫がなく、やむを得ず先発医薬品を調剤している</li> </ul> </li> </ul>			<p><b>&lt;備考&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定医療機関に対し、一般指導、個別指導を通じて、処方薬の見直しを含めた適正実施を指導していく。</li> <li>○ 平成30年2月審査分の本市の後発医薬品シェア(調剤・数量ベース)は78.4%に達している。平成30年度の後発医薬品シェア(総量・数量ベース)80.0%の達成に向けて引き続き協力を求めている。</li> </ul>			

※ 平成30年度までに80%達成を目指す。